

「リーディング育成企業」 を募集します！

熊本県では、将来の県経済を牽引していく「リーディング企業」を目指す中小企業者を「リーディング育成企業」として認定し、成長に向けた集中的な支援を行っています。※リーディング育成企業の募集は今回が最後となります。

【募集期間】 令和6年2月15日(木)まで ※17時必着

認定を受けると・・・

※認定には審査があります(裏面参照)

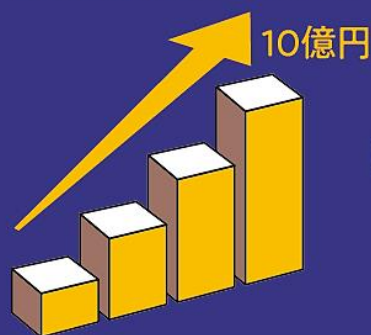
- ✓ サポートチームによる**情報提供・定期訪問・伴走支援**
- ✓ 新技術・新商品開発、販路開拓、生産性向上の取組みや設備投資に係る**育成企業向けの補助金**
- ✓ 経営面の課題等の解決を図るための**専門家派遣**
- ✓ 開発・市販した新商品等の**県による試験的導入**
- ✓ 専用ホームページによる**周知・PR、ロゴマークの利用** etc..



認定後10年以内
の要件達成

＜リーディング企業の要件＞

高い付加価値額の創出^(※1)



労働生産性の大幅な向上^(※2)



※1：付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

※2：4期平均の労働生産性が育成企業認定前の直近4期平均の労働生産性と比較して70%以上向上し、付加価値額も認定前直近期末と比較して30%以上向上すること



応募に関する詳細は下記ホームページをご覧ください。

＜熊本県リーディング企業創出事業＞

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/65/50897.html>



【リーディング育成企業の応募から認定までの流れ】

応募要件

次の要件を**すべて満たす**必要があります。

- ① 中小企業基本法に定める「中小企業者」であること。ただし、実質的に大企業が支配していると認められる者は除く。
- ② 日本標準産業分類の大分類における**製造業を主たる事業として行っている**こと、又は行う見込みがあること。又は、日本標準産業分類の大分類における情報通信業のうち、中分類における**情報サービス業又はインターネット付随サービス業を主たる事業として行っている**こと、又は行う見込みがあること。ただし、公序良俗に反する事業を行う等申請者として適切でない者であると県が判断したものを除く。
- ③ 本県内において、主たる事業活動を行っていること。
- ④ 本県内に現在事業所を有し、今後概ね10年間以上事業所を有し続ける見込みがあること。
- ⑤ 本県のリーディング企業となることを目指し、その計画を有していること。
- ⑥ 申請期間開始の前の日までに確定している決算状況において、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 債務超過の状態にあること
 - イ 直近2営業期間連続で営業利益がマイナスであること

審査項目

下記の観点を中心に、外部有識者による審査を行います。

- ✓ **成長可能性**
- ✓ **成長計画書の実現可能性**

認定



- リーディング育成企業の**認定期間は10年間**です。
- **認定から4年間を「集中支援期間」とし**、当該期間に限りサポートチームの**伴走支援や育成企業向けの補助金等**を活用できます。
- 集中支援期間中は、各事業年度終了後に、付加価値額等の定期報告書を提出いただきます。
- リーディング企業の要件を達成された場合、認定証を交付します。



認定企業の事業内容や本制度の活用事例等を「リーディングスターくまもと」でご紹介しています。

<https://www.leadingstar.jp/>



<お問合せ先> 熊本県 産業支援課

電話：096-333-2321（直通）

メール：tanoue-fu@pref.kumamoto.lg.jp

